

岩手大学、東京海洋大学及び北里大学の単位互換実施要項

1 趣 旨

岩手大学、東京海洋大学、北里大学（以下「3大学」という。）における単位互換を推進するため、単位互換に関する協定書第8に基づき、必要な事項を定める。

2 実施部局

岩手大学大学院総合科学研究科

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科

北里大学大学院

3 出願資格

特別聴講学生として出願できる者は、出願時において3大学の実施部局に在学する学生（科目等履修生、研究生を除く。）とする。

4 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生の履修する授業科目の開設年度又は開設学期とする。

5 実施科目等

学期が始まる前までに、実施科目、単位数及び受入可能な学生数を3大学調整の上、決定する。

6 特別聴講学生の出願手続

(1) 派遣大学は、受入大学が指定する期日までに、希望する特別聴講学生の希望を取りまとめた上、受入大学へ関係書類を添えて依頼するものとする。

(2) 受入大学は、特別聴講学生の受入の可否の結果及び特別聴講学生に関する連絡事項について派遣大学へ通知するものとする。

7 ガイダンスの実施

受入大学は、特別聴講学生に対し、履修登録方法、授業時間割、講義室、施設、掲示、試験及び休講・補講通知等についてオリエンテーションを実施するものとする。

8 「特別聴講学生証」の発行

受入大学は、特別聴講学生から申請があった場合は、学生証を発行するものとする。

9 特別聴講学生に係る通知等

(1) 特別聴講学生が休学・退学等をした場合は、派遣大学は受入大学へ速やかに通知するものとする。

(2) 特別聴講学生が履修している授業の変更，試験日程等については，受入大学が特別聴講学生へ周知するものとする。

1 0 試験の実施方法等

(1) 試験の実施及び受験上の取扱い並びに追・再試験の実施については，受入大学の定めるところによる。

(2) 派遣大学と受入大学の試験日時が重複した場合は，派遣大学の授業科目について追試験等の措置を講ずるものとする。

(3) 特別聴講学生が受入大学での受験に際し，不正行為を行ったと認められる場合は，受入大学は派遣大学に通知するものとする。

(4) 前号の不正行為を行った特別聴講学生の処分は，成績に関しては，受入大学の定めるところによるものとし，身分に関しては，派遣大学の定めるところによる。

1 1 成績の通知，管理及び成績証明書の発行

(1) 受入大学は，原則として，特別聴講学生の成績を当該学生の履修する授業科目の開設年度又は開設学期の最終月10日までに派遣大学へ通知するものとする。

(2) 受入大学は，特別聴講学生の成績原簿を保管するものとする。

(3) 成績証明書は，原則として派遣大学が発行する。なお，必要な場合は，受入大学においても発行することが出来るものとする。

1 2 その他

この要項に定めるもののほか、単位互換に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成31年4月1日から実施する。